

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である

宮 MIYABITO とびと

公益社団法人 宇都宮法人会

CONTENTS

新年賀詞交歓会	2
社会貢献事業	3
税制改正のあらまし	4
新会員紹介	6
企業紹介	8
青年部会	10
女性部会	11
宇都宮税務署からのお知らせ	12
税の百人一首	13
税理士会	14
健康のお話	15
会員の声、事業予定	16

表紙写真：ブルーベリー
撮 影：竹末 次夫（広報委員長）
撮影協力：佐藤ファーム

宮びとバックナンバー
<http://www.utsuhou.or.jp/miyabito/>



新年賀詞交歓会

表彰者一覧

叙 勲

旭日小綬章

医療法人慈啓会 白澤病院
おお たる お
太 田 照 男 様

旭日小綬章

ミユキ建設株式会社
なか しま おさむ
中 島 理 様

旭日双光章

国谷観光株式会社
くに や かず お
国 谷 一 男 様

旭日双光章

トヨタウッドユーホーム株式会社
なか まさ ひろ
中 津 正 修 様

旭日双光章

有限会社若森
やな おか よし ひこ
柳 岡 芳 彦 様

瑞宝双光章

有限会社テヅカ工芸
て づか かつ み
手 塚 勝 美 様

褒 章

黄綬褒章

栃木防災株式会社
あ だ やす お
阿 波 保 雄 様

黄綬褒章

株式会社美工電気
はやし だ てつ や
林 田 鐵 弥 様

藍綬褒章

宇都宮酒造株式会社
きく ち まさ ゆき
菊 地 正 幸 様

表 彰

関東信越国税局長表彰

株式会社フカサワ
ふか さわ ゆう いち
深 澤 雄 一 様

宇都宮税務署長表彰

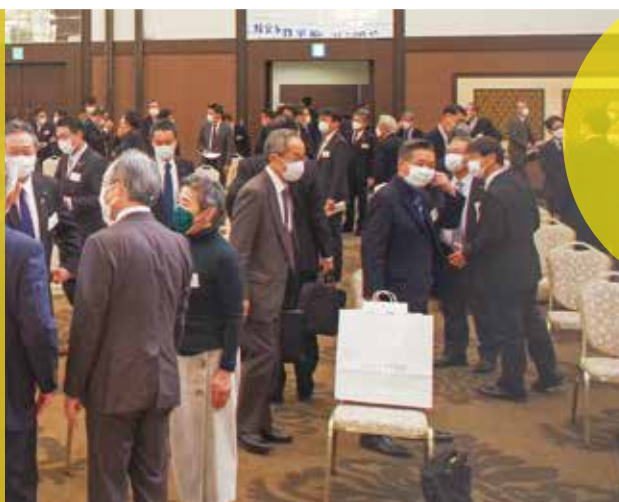
あすか中央税理士法人
あすか まさ ひろ
並 木 正 裕 様

宇都宮税務署長表彰

稲見産業株式会社
いな み きょう じ
稲 見 京 二 様

宇都宮税務署長表彰

有限会社カメラのカズサヤ
きく ち よし ひろ
菊 地 芳 弘 様



令和5年1月11日（水）午後4時から、「ホテル東日本宇都宮」において、3年ぶりに新年賀詞交歓会を開催した。依田文雄宇都宮税務署長、佐藤栄一宇都宮市長を含め170名が参集し、参加者着座にてソーシャルディスタンスを確保しながら行われた。

冒頭、黒本会長から、法人会は、「税のオビニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」との理念に沿って、会員企業の交流がさらに活発化・多様化することを支援し、ウィズコロナ時代のビジネス開拓のための有益な情報が得られる場として、持続的な経済成長に貢献していきたい旨の挨拶があった。

その後、昨年叙勲、褒章並びに国税関係の表彰を受けた会員各位に対し、会長より記念品が贈呈された。



宇都宮市 佐藤栄一 市長



宇都宮税務署 依田文雄 署長



(公社)宇都宮法人会 黒本淳之介 会長



関東信越税理士会 宇都宮支部
板垣弘一 支部長



〈贈呈式風景〉

公益社団法人 宇都宮法人会 社会貢献活動委員会

社会貢献事業

福祉施設へ備品寄贈

社会貢献活動委員会は、7月23日に栃木県総合文化センターサブホールで開催した「チャリティ映画鑑賞会」の浄財を宇都宮市内の福祉施設2カ所に対し、それぞれ備品を寄贈した。

なお、寄贈先については、宇都宮市役所障がい福祉課を通して、寄付希望施設を募り、応募のあった施設の中から、委員会で贈呈先を選定している。

また、10月19日に宇都宮カンツリークラブで開催した「チャリティゴルフ大会」の浄財は、宇都宮市内の「親と子どもの居場所」に対し、備品を寄贈することとしている。

■寄贈日 令和5年2月8日(水)
特定非営利活動法人宇都宮市知的障害者育成会／地域活動支援センター大曾作業所
宇都宮市大曾4-12-10



・完全非接触型検温機 dotcube……………1台

■寄贈日 令和5年2月8日(水)
一般社団法人ソーシャルファーム 栃木／ソーシャルファーム長岡
宇都宮市長岡町293



・サーキュレーター加湿空気清浄機…1台
・作業テーブル……………2台

公益社団法人 宇都宮法人会

社会貢献事業

開催日	実施小学校	支部名	講師
6月28日	雀宮東小学校	雀宮	小柳雄一郎
〃	〃	〃	関口日出夫
7月6日	清原東小学校	清原	佐藤靖
7月7日	平石北小学校	御幸平出	関喜一
7月13日	上河内西小学校	上河内	手塚克幸
8月30日	昭和小学校	細谷戸祭	磯賢次
9月15日	西小学校	西原花房	佐藤健成
11月28日	篠井小学校	北	佐藤靖
12月16日	細谷小学校	細谷戸祭	高柳代造
〃	〃	〃	轟久敬
〃	〃	〃	熊本泰久
〃	富屋小学校	北	伊原修
1月17日	瑞穂野北小学校	石井横田	船田雅弘
1月18日	清原南小学校	清原	水沼孝夫
〃	緑が丘小学校	陽南幕田	田中孝幸
〃	〃	〃	福田一也
〃	〃	〃	橋本栄
1月23日	錦小学校	マロニエ	田仲重啓
1月24日	中央小学校	馬場宮園	崎尾肇
2月2日	豊郷北小学校	北	佐藤靖

開催日	実施小学校	支部名	講師
5月27日	明治南小学校	上三川	谷中久志
〃	田原西小学校	河内	船田雅弘
6月7日	平石中央小学校	御幸平出	関本順一
6月8日	岡本小学校	河内	桐花昇市
〃	築瀬小学校	中央	小林正明
6月10日	城山東小学校	城山	矢古宇栄次
6月16日	城山西小学校	城山	矢古宇栄次
〃	清原北小学校	清原	小倉一智
6月17日	西原小学校	西原花房	明賀一博
6月22日	新田小学校	雀宮	青柳勝男
〃	〃	〃	青柳勝男
〃	〃	〃	青柳勝男
6月24日	今泉小学校	駅東	川人健司
〃	〃	〃	川人健司
〃	〃	〃	阿久津雄一
〃	〃	〃	鈴木隆夫
〃	陽南小学校	陽南幕田	細谷好弘
〃	〃	〃	橋本栄
6月28日	姿川中央小学校	さくら	徳原龍樹
〃	海道小学校	マロニエ	名村史絵

教室 租税

令和4年度 租税教室開催

宇都宮税務署管内（宇都宮市・上三川町）の29小学校1291名の児童に対し、租税教室を実施し、支部役員・青年部会員が講師を務めた。（計40コマ）

（敬称略）



法人会 令和5年度版 速報版

税制改正のあらまし (一部抜粋)

I 法人税関係

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率について、年 800 万円以下の所得に対する軽減税率の特例 15% (本則 19%) の適用期限が 2 年間延長されます。

対象	本則税率	特例の税率
中小法人 (資本金 1 億円以下の法人)	年 800 万円超の所得金額	23.2%
	年 800 万円以下の所得金額	19%
		15%

適用時期

令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用されます。

II 所得税関係

NISA 制度の抜本的拡充と恒久化

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるために、NISA 制度が抜本的に拡充されます。なお、令和 2 年度税制改正で措置された令和 6 年 1 月から施行予定の「新 NISA 制度」については、その施行が見直され、今回の抜本的拡充・恒久化した制度に移行されます。

	つみたて投資枠 併用可	成長投資枠
年間投資上限額	120 万円	240 万円
非課税保有期間	無期限化	
生涯非課税限度額 (総枠)	1,800 万円 (うち成長投資枠は 1,200 万円が上限)	
口座開設期間	恒久化	
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等 (※)
対象年齢	18 歳以上	
現行制度との関係	令和 5 年末までに現行の一般 NISA 及びつみたて NISA において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用	

※ 安定的な資産形成につながる投資商品に絞込む観点から、高レバレッジ投資信託などは対象から除外されます。

適用時期

令和 6 年 1 月 1 日以後について適用されます。

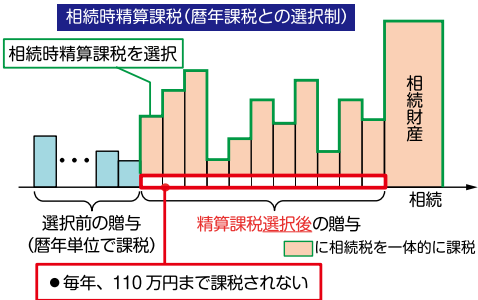
III 資産税関係

相続時精算課税制度の見直し

次世代への早期の資産移転などの観点から導入された相続時精算課税制度について、利便性向上を図るため同制度が見直されます。

- ① 相続時精算課税制度での贈与について、現行の基礎控除 (暦年課税 110 万円) とは別に、毎年、課税価格から基礎控除 110 万円まで控除できるように見直すとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する財産の価額については、上記の控除後の残額とされます。

- ② 相続時精算課税制度により受贈した一定の土地・建物が、贈与の日から相続税申告書の提出期限までの間に、災害により一定の被害を受けた場合、相続税の課税価格への加算等の基礎となる土地・建物の価額は、贈与時の価額から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。



適用時期

- ① の改正については、令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。
- ② の改正については、令和 6 年 1 月 1 日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用されます。

IV 消費税関係

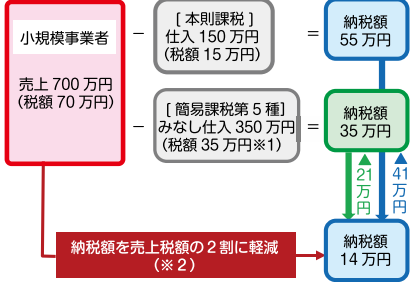
適格請求書等保存方式 (インボイス制度) の円滑な実施に関する見直し

令和 5 年 10 月 1 日に施行されるインボイス制度について、円滑な制度移行を図る観点から、以下の見直しが行われます。

① 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置が講じられます。

【サービス業の場合】



※1 売上税額 70 万円 × 第 5 種みなし仕入率 50% ※2 売上税額 70 万円 × 2 割

改正案では、免税事業者が課税事業者を選択した場合、納税額を売上税額の 2 割に軽減する負担軽減措置が 3 年間講じられます。この負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出は必要なく申告時の選択適用となります。

② 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、事務負担の軽減措置が講じられます。

改正案では、基準期間 (前々年・前々事業年度) における課税売上高が 1 億円以下又は特定期間における課税売上高が 5,000 万円以下である事業者については、インボイス制度の施行 (令和 5 年 10 月 1 日) から 6 年間、1 万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を認める事務負担の軽減措置が講じられます。

③ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類 (返還インボイス) の交付義務が課されることになります。

改正案では、事業者の実務に配慮し事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（1万円未満）の場合には、返還インボイスの交付が免除されるように見直されます。

④ 登録申請手続の柔軟化

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から適格請求書発行事業者登録制度の登録を受けるためには、原則、令和5年3月末までに申請書を提出しなければなりません。4月以降であっても申請書に「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす経過措置が設けられていますが、改正案では、申請書に「困難な事情」の記載がなくとも4月以降の登録申請が可能となります。

また、登録申請手続について以下のとおり見直されます。

㊦ 免税事業者が申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受ける場合には、課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに申請書を提出する必要があります。なお、課税期間の初日後に登録がされた時は、同日に登録を受けたものとみなされます。

㊧ 登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出する必要があります。

㊨ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に登録を受けようとする免税事業者は、その申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載します。登録希望日後に登録がされた時は、登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

適用時期

①の改正については、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において適用されます。

②の改正については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて適用されます。

③の改正については、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う少額な値引き等について適用されます。

④㊦㊧の改正については、令和5年10月1日以後、㊨の改正については、令和5年4月1日以後に提出する適格請求書発行事業者登録制度の申請書について適用されます。

V その他

電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、税務情報のデジタル化、優良な電子帳簿の普及に資する観点から、電子帳簿等保存制度が見直されます。

① 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し
現行、申告所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければなりません。ただし、経過措置として、令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力することにより作成した出力書面の保存をもって、その電磁的記録の保存に代えることができる措置が講じられています。

改正案では、以下の見直しが行われます。

㊦ 保存要件の緩和

電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができる場合には、全ての検索機能の確保の要件が不要となる売上高基準が「1,000万円以下」から「5,000万円以下」に引き上げられます。

㊧ システム対応ができなかった事業者に対する猶予措置
前記の経過措置は適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者については、従前行われていた出力書面の保存に加え、電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができる場合は、検索機能の確保の要件等を不要としてその電磁的記録の保存を可能とする、新たな猶予措置が講じられます。

② スキャナ保存制度の見直し

スキャナ保存制度は、決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）について、一定の要件の下、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることができる制度です。

改正案では、以下の見直しが行われます。

㊦ 国税関係書類をスキャナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存要件を廃止

㊧ 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止

㊨ 国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間に、相互にその関連性を確認することができるようにしておく書類を、契約書・領収書等の重要書類に限定

③ 優良な電子帳簿の範囲の見直し

一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録による保存制度について、一定の要件を満たしている国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税の対象帳簿の範囲が見直されます。

適用時期

①の改正については、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用されます。

②の改正については、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用されます。

③の改正については、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。



宇都宮市おもてなし推進委員会が作成する宇都宮に関する歴史や文化、餃子・カクテル・ジャズなど様々な分野の知識が深められる検定です。

詳しくは、宮のものの知り達人検定公式ホームページをご覧ください。

宮のものの知り達人検定

提供：宇都宮市おもてなし推進委員会



「JR宇都宮駅前の田川に初めて「宮の橋」が架けられたのは、いつでしょうか。」

- ①明治10(1877)年 ②明治18(1885)年
③明治19(1886)年 ④明治22(1889)年

答えは、12ページです。

<http://www.miya-monoshiri.com>



現在の宮の橋近辺

新会員紹介 (令和4年12月～令和5年2月入会)

法人名	代表者	住 所	T E L	業 種
細谷戸祭支部				
(株)Keys Croft	マコーマック・マーク・フリップ	宇都宮市富士見が丘4-1-5	028-616-6122	外国語会話教授業
(株)光陽	飯 村 慎 一	宇都宮市宝木町2-880	028-652-6000	土地売買業
(株)Wood Land	森 豊	宇都宮市中戸祭町2899-25	050-3131-7123	不動産代理業・仲介業
(有)田崎	中 里 和 生	宇都宮市戸祭元町3-3 エクセレンス元町101	028-643-3188	不動産管理業
サクシードアンビション(有)	高 橋 一 道	宇都宮市細谷町427-29	028-637-5622	食堂、レストラン
富よし	星 秀 樹	宇都宮市細谷町682-4	090-2467-0737	食堂、レストラン
カラオケ酒場 蘭	大 島 幸 英	宇都宮市細谷町682-4 大沢マンション	090-1436-4070	酒場、ビヤホール
アロマティックリラクゼーション そらりす	白 田 久 子	宇都宮市若草3-1-10 リステル西村2-102	028-680-5518	リラクゼーション業
廣瀬直哉建築設計スタジオ	廣 瀬 直 哉	宇都宮市若草3-7-24 サンテラスC201	090-5198-7189	建築設計業
マロニエ支部				
(株)リブクリーンサービス	後 藤 義 央	宇都宮市関堀町489	028-678-6886	その他の建物サービス業
NISSIN(株)	益 子 貴 敏	宇都宮市岩曽町871-1	028-688-0003	はつり・解体工事業
Vinculumcor(株)	小 林 博 孝	宇都宮市岩曽町1391-12		織物・衣服・身の回り品小売業
(同)しんぷる	若 松 典 子	宇都宮市関堀町975-31	028-643-5233	福祉事務所
御幸平出支部				
鈴木印刷(株)	鈴 木 晴 久	宇都宮市平出町3751-11	028-660-3555	オフセット印刷業
(株)おちば	千 葉 公 次	宇都宮市陽東3-7-2	028-660-8090	各種食料品小売業
(株)家家具	山 田 剛 志	宇都宮市平出町4066-46	028-662-4111	木製家具製造業
(株)共進産業	寺 尾 宏 也	宇都宮市平出町145	028-678-5166	非鉄金属スクラップ卸売業
(株)Best You Housing	衣 川 肇	宇都宮市越戸4-6-7	028-688-0567	不動産代理業・仲介業
(株)茜屋	岡 崎 玲 子	宇都宮市御幸町100 ウイングヴィラ枝野A202	028-678-4807	美容業
(株)GROWTH	野 澤 剛 始	宇都宮市御幸町286-8	090-5117-3402	自動車一般整備業
(株)LINKS	吾 妻 辰 哉	宇都宮市御幸ヶ原町234-16-204	028-611-3195	仕上用・皮膚用化粧品製造業
ファストケアクリニック	柏 倉 祐 司	宇都宮市越戸2-1-25	028-689-8383	無床診療所
駅東支部				
美津和商事(株)	増 渕 勝 明	宇都宮市築瀬町2500-15	028-633-7311	その他の建築材料卸売業
(株)アグリハウジング	矢 内 祥 仁	宇都宮市築瀬町1785-39 AIビル1F	028-688-8888	不動産代理業・仲介業
(株)好	飯 塚 正 好	宇都宮市平松本町756	028-637-8090	その他の障害者福祉事業
(株)Gen Start	加 藤 佑 介	宇都宮市峰1-24-6	028-612-6941	焼肉店
(株)アイフォレスト	大 木 恵 明	宇都宮市城東1-3-20	028-612-7956	建物売買業
(株)ムラタータルサポート	村 田 孝 之	宇都宮市平松本町374 B棟B1	028-614-1538	損害保険代理業
(有)カワマタ	川 俣 良 秋	宇都宮市峰4-14-23	028-661-2598	紙・文房具小売業
地方で志事(同)	辻 野 暢 久	宇都宮市元今泉6-10-14	028-307-9369	機械器具設置工事業
石井横田支部				
(株)いんてい産業	印出井 英 則	宇都宮市西刑部町294	028-656-4551	発電所
(株)エレクス	太 田 真 志	宇都宮市台新田1-13-12 STサンシャインオフィスA-3	028-680-5351	一般電気工事業
(株)ジー・トランス	安 田 敬 二	宇都宮市下栗町1005-7	028-680-4411	産業廃棄物収集運搬業
(株)松由	松 田 剛	宇都宮市上桑島町1407-9	028-612-2010	自動車一般整備業
ハウスクター(同)	阿久津 聡 志	宇都宮市屋板町513-4	028-612-2420	建築リフォーム工事業
グランドライフ(同)	善 林 隆 充	宇都宮市問屋町3413-51	028-657-5333	その他の小売業
篠藤サービス	篠 崎 一 洋	宇都宮市上横田町790-6	028-307-6016	一般電気工事業
野 崎 和 壽	同 左	宇都宮市石井町2983-2	028-689-2338	土木工事業
RAICS	佐 藤 健 一	宇都宮市石井町3335-10 セジュール南2-105	090-4941-1244	土木工事業
陽南幕田支部				
(株)福原建設	浅 見 孝 志	宇都宮市春日町13-9	028-658-6170	一般土木建築工事業
(株)なごみLife	白 川 和 也	宇都宮市春日町3-31	028-612-3995	金融商品取引業

■ 新会員紹介 (令和4年12月～令和5年2月入会)

法人名	代表者	住 所	T E L	業 種
さくら支部				
(株)クロカワ	黒 川 崇	宇都宮市鶴田町556-7	028-678-8651	内装工事業
(株)ファセット	加 藤 司	宇都宮市鶴田町39-11	028-666-0412	ジュエリー製品小売業
PASSION PHARMACY(株)	島 崎 尚 朗	宇都宮市桜3-5-23	090-1698-9419	調剤薬局
(株)エヌケーライン	長 岡 靖 明	宇都宮市鶴田町3301-4	028-616-8830	一般貨物自動車運送業
遊亀エステート(株)	高 山 健 司	宇都宮市鶴田町3111-3 B-202	028-688-8901	建物売買業
(株)T A L E	多 田 祐 哉	宇都宮市砥上町1087-24	028-678-8386	中古自動車小売業
矢板カントリークラブ(株)	須 山 裕 史	矢板市平野1364	0287-44-1121	ゴルフ場
宇都宮典礼(同)	細 川 照 真	宇都宮市鶴田町1475-17 コーポ免の内C102	028-305-1478	葬儀業
ミサプロテクト	塩 野 直 人	宇都宮市鶴田町1553-10	070-2643-3497	塗装工事業
Rine's Nail	福 田 一 枝	宇都宮市砥上町1087-24	090-3095-4574	ネイルサービス業
西原花房支部				
(株)永楽保険事務所	江 田 春 幸	宇都宮市西原3-4-23	028-612-3363	損害保険代理業
(株)アレステート	阿 部 雅 弘	宇都宮市弥生1-1-8	028-612-2097	土地売買業
SAZAN TABLE	大 橋 洸	宇都宮市伝馬町2-21 中田ビル1F	090-6118-7251	食堂、レストラン
清住塙田支部				
(株)モンキークルージャパン	高 山 直 樹	宇都宮市昭和1-7-3	050-5328-8465	その他の事業サービス業
(株)アイ企画	吉 原 邦 彦	宇都宮市昭和3-2-13	028-688-7985	その他の事業サービス業
君 島 悠 介	同 左	鹿沼市深津166-4	090-2150-2019	食堂、レストラン
馬場宮園支部				
小坂不動産鑑定士事務所	小 坂 一 史	宇都宮市松が峰1-2-3 シティロイヤルコート602	028-346-3480	不動産鑑定業
Horie&Associates(株)	堀 江 洋	宇都宮市江野町7-16 立原ビル2階	090-4392-7930	その他の不動産賃貸業
中央支部				
(株)フォーカス	寺 澤 崇 史	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館3階	028-348-3793	その他の情報処理・提供サービス業
(株)B U L L	宇 藤 恭 士	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館3階	090-2245-9179	その他の製造業
北支部				
笠 原 史 行	同 左	宇都宮市野沢町187-73	090-9392-7338	著述家業
居酒屋 紅葉	鈴 木 香 織	宇都宮市宝木本町1835-98	028-665-9500	酒場、ビヤホール
オートサービス アライ	荒 井 光 雄	宇都宮市岩原町80-1	028-652-0885	自動車一般整備業
清原支部				
HVBS(株)	岡 田 和 巳	宇都宮市道場宿町1104	028-667-7334	電気機械器具小売業
(株)大沢工業	大 澤 則 之	芳賀郡芳賀町八ツ木840-1	028-677-4230	一般管工事業
城山支部				
(株)ソーシャルワーク和	阿 部 和 史	宇都宮市駒生1-6-6	028-648-5457	その他の老人福祉・介護事業
SMG	平 尚 一	宇都宮市駒生1-21-26	090-7845-2263	自動車一般整備業
Ray color	野 崎 陸	宇都宮市駒生町1249-1 BステージB102	090-3205-1989	塗装工事業
雀宮支部				
(株)隆南産業	高 野 隆 史	宇都宮市末広1-13-43	028-680-6191	一般土木建築工事業
(株)山田園商事	天 海 薫	宇都宮市若松原3-2-4	028-688-5005	宗教用具小売業
(株)U T i T E L A S	藤 井 一	宇都宮市南高砂町10-11	028-678-8504	不動産代理業・仲介業
アベ建機	阿 部 隆 一	宇都宮市宮の内3-160-26	028-655-2320	製鋼・製鋼圧延業
河内支部				
(株)MK factory	橋 本 匡 夫	宇都宮市中岡本町3734-28	028-666-4530	通所・短期入所介護事業
(特非)ふらっと宇都宮	平 井 晋 也	宇都宮市下岡本町4540-5	028-678-2233	その他の障害者福祉事業
上三川支部				
(有)ダイドー自販	濱 野 哲 男	河内郡上三川町上三川3216	0285-56-0823	自動販売機による小売業
ロードアンドスカイエクスプレス	小 口 明 彦	河内郡上三川町五分一82-1	090-7947-4101	サービス業
K R通信設備	小 平 竜 一	河内郡上三川町上三川4905-23	090-2421-3854	電気通信工事業



株式会社 日成メディカル

【石井横田支部】

代表取締役／益 子 和 大

□住所：宇都宮市問屋町3426番地42
 □TEL：028-657-5311 □FAX：028-656-9530
 □事業種：医療機器販売

弊社は1977年の設立以来、40年以上にわたり関東の病院を中心に医療機器の販売を行っている「医療機器の総合商社」です。医療を必要とする全ての患者様が最適な医療を受けられるよう、カテーテルなどの医療消耗品から画像診断装置等の大型機器まで、国内外メーカー商品を幅広く取り扱い、医療機器の安定供給と適正使用の情報提供を行っております。経営理念である「自利とは利他なり」というお客様第一主義の下、医療を支えることを使命にこれからも日々邁進してまいります。



東栄設備工業株式会社

【マロニエ支部】

代表取締役／黒 澤 佳 樹

□住所：宇都宮市今泉町445
 □TEL：028-621-8370 □FAX：028-621-6357
 □URL：https://touei-s.com □事業種：管工事業

弊社は宇都宮駅西口白沢街道沿いで給排水空調設備の管工事業を営んでおります。事業内容は官公庁発注の施設、民間のオフィスビル、マンション、工場、福祉施設、教育施設、一般住宅等を手掛けております。

お客様の快適な生活環境を維持し、快適で豊かな社会・生活環境創りの担い手として、『水と空気の快適空間を創造する』をモットーに豊かな環境作りに努力し社会に貢献していきます。

私たちはこれからも精進し、邁進して参りますので、今後とも変わらぬご愛顧を頂きますようお願い申し上げます。

企 業 紹 介



永伝創株式会社

【駅東支部】

代表取締役／永 井 宏 樹

□住所：宇都宮市築瀬町1969-8 □TEL：028-633-7227
 □FAX：028-633-0205 □URL：https://eidenso.com/
 □事業種：WEB集客・印刷サービス

弊社ではホームページ制作からネット集客サポート、印刷サービスまで、集客に関わるさまざまな業務をトータルで承っております。お客様のお悩みや課題を詳しく伺った上で、どのようなホームページや会社案内を制作したらよいか、どうやって集客を図るべきかを考え、常にベストの施策をご提案させていただきます。

< 事業内容 >

- ホームページ制作（企画立案から、制作、運営、更新業務まで）
- ネット集客サポート（日々のホームページの更新作業や、SEO対策、集客のための広告展開）
- 印刷サービス（会社案内やパンフレット、チラシ、DM、名刺他）



株式会社 タイヤセンター上三川

【上三川支部】

代表取締役／石 川 裕 一

□住所：河内郡上三川町しらさぎ2丁目24番地1
 □TEL：0285-55-1223 □FAX：0285-55-1224
 □URL：https://www.tc-kaminokawa.co.jp/
 □事業種：タイヤ販売・サービス業

創業26年目を迎え、乗用車から大型トラックのタイヤ販売・交換・メンテナンスを主とし、一般のお客様の「愛車」から法人様の「働くクルマ」まで幅広いお客様のサポートをさせていただいております。また、県内随一の広々とした敷地で、大型トラックやトレーラーの旋回も可能です。期間限定のkeeperコーティングもご好評頂いております。経営理念でもある「お客様第一主義」の精神から、満足度の高い商品提供、高い技術提供に常に挑戦し、企業価値の向上を目指します。

是非、お気軽にお問い合わせください。



株式会社 小川組

【雀宮支部】

代表取締役／小 川 真 一

- 住所：宇都宮市下横田町624
 □TEL：028-653-5491 □FAX：028-653-2056
 □事業種：建設業

弊社は宇都宮を中心に県内の土木工事を請け負っている会社です。公共事業では道路・河川・舗装などのインフラ整備。民間事業では外構工事や基礎工事を行っております。

また、おかげさまをもちまして今年で創業100周年を迎えることができました。今後も長年培ってきた技術で安全かつ丁寧な施工を行ってまいります。



株式会社 ヤスノプランニング

【陽南幕田支部】

代表取締役／安 野 嘉 政

- 住所：宇都宮市西川田町1092
 □TEL：028-658-4468 □FAX：028-658-4331
 □事業種：印刷業

弊社は昭和47年から続いた印刷会社を前身に、平成25年に設立した印刷会社です。

県内のお客様を中心に、名刺・封筒・チラシ・パンフレット・冊子・複写伝票など紙ベースの商品を手がけ、地元密着で営業活動を展開しています。

「会社のイメージを変えたい!」「自社の商品を宣伝したい!」「自社の取り組みを内外に発信したい!」などで要望がございましたらお声かけ下さい。全力でビジネスのお手伝いをさせていただきます。

企 業 紹 介



中華 美智都

【城山支部】

代表／青 木 宏 徳

- 住所：宇都宮市駒生町1819 □TEL：028-652-0891
 □定休日：毎週火曜日、第2・4水曜日
 □営業時間：11:00～14:00 17:00～21:00
 ※スープがなくなり次第営業終了
 □事業種：飲食業

美智都は大谷街道沿い、宇都宮方面からは東北自動車道の高架を過ぎてすぐの場所にあり。試行錯誤を重ねて作り上げた「焼き餃子」はコクのある醤油味をベースにし、他にはない「クワイ」入りでシャキシャキとした食感を楽しむことができます。ニンニク、ショウガなども効かせていてパンチのある味わいです。また、スーラータンメンなども人気ですので、ぜひご賞味ください。



株式会社 ひびき (ふくしの道具や ひびき)

【河内支部】

代表取締役／見 目 真 一

- 住所：宇都宮市下岡本町1996番地2
 □TEL：028-671-8161 □FAX：028-671-8162
 □事業種：栃木県指定居宅介護サービス事業所 0972100424
 介護保険居宅介護（予防）福祉用具貸与、福祉用具販売、住宅改修工事栃木県内各市・町における給付受託事業者・身体障がい児者補装具・委託契約・障がい児者日常生活用具・委託契約

創業21年目を迎えた「ふくしの道具専門店」。生まれたばかりのお子様から、人生のエンディングを迎えるお年寄りの方まで、自分らしく生きるための身近な道具をご提供させて頂いております。「座れば愉快だ宇都宮」の下、どのようなお身体の方でもご自身でお座り頂ける「椅子」を、日々、手作りしております。栃木県内で唯一の座位保持装置製作業者「ふくしの道具や ひびき」を、皆様、どうぞよろしくお願いたします。

青年部会

第5回 税金ウルトラクイズ

新型コロナウイルスで2年間中止を余儀なくされた税金ウルトラクイズでしたが、去る2月25日(土)に今回は感染症対策も考慮しながら無事開催できました。ただし、コロナ前と同様の設えとはいかず、委員会内でもここまでならでさるだろうと線引きをもみ合い考えながら設営に挑む形となり、率直に來場した児童に楽しんでもらい且つ勉強になる内容だろうか：集客は大丈夫なのだろうか：一抹の不安もありながらの事業実施となりました。

場所は不特定多数に発信する形ではなく、〃とちぎ健康の森〃のホールを借りての開催となりました。不安視していた集客も無事80名の参加者を募ることができ、ほっと一安心。

最初は、緊張をほぐすことも考慮し〃ビンゴ大会〃を開催。案の定、児童たちは大盛り上がり。

場の雰囲気にも慣れてきたところで、メインイベントの〃税金ウルトラクイズ〃をスタート。やはり前座が効いたのか難しい問題にも前向きに考え、答えている姿が



じゃんけん大会風景



司会者のメグローサさん



税金ウルトラクイズ決勝戦

みられました。税金に関するクイズを15問出題した後、正解数の多かった参加者を10名選出し壇上で決勝戦を行いました。問題の難易度も上がる中、会場のボルテージも一気にヒートアップ。惜しくも決勝に残れなかった児童も、一緒に参加している感がホール内に漂って、壇上の10名も真剣そのもの。そんな児童たちを見て、非常に完成度が高く且つ税知識のさらなる向上と普及・啓発を図る有意義な事業になったとスタッフであるメンバーたちも新たな手ごたえを掴むことができました。



佐藤幹事



細谷副部長



明賀部会長



徳原副部長

毎年、各支部と連携しながら租税教室活動に取り組んでいます。今年度は令和4年5月27日の田原西小学校を皮切りに令和5年2月2日の豊郷北小学校までの計9校を青年部会メンバーにて担当させていただきました。

次年度も税金の重要性や納税意識を啓発する一助になるよう取り組みでいけたらと考えています。

租税教室

場所も設えも変更した第5回でしたが、ホールという特性を逆にいかした設営、心配であった集客数もクリアし、しばらく続くと思われるウイズコロナという時代にもマッチした対外事業の形ができたのかと思います。

青年部会会員募集

青年部会は、さまざまな研修会、親睦交流を通じて次代を担う経営者としての資質向上を図り、法人会の行う事業活動に積極的に参画し、法人会活動の充実と活性化に寄与しています。



経営者育成セミナー



税金ウルトラクイズ大会



租税教室講師

【入会資格】

宇都宮法人会会員の方で50歳以下の経営者、またはそれに準じる方。

【事業内容】

- ★ 租税教室の開催
- ★ 経営者育成セミナーの開催
- ★ 税金ウルトラクイズ大会の開催
- ★ 全国大会（青年の集い）参加
- ★ チャリティゴルフ大会参加
- ★ 宇都宮税務署長表敬訪問
- ★ 地域イベントへ出展 など

【お問合せ・お申込み】 公益社団法人 宇都宮法人会 事務局 TEL : 028-648-9466

女性部会

新年税務研修会



令和5年1月18日(水)13時30分から護国会館に於いて、新年税務研修会を出席者23名にて開催致しました。

第一部 新年税務研修会は、宇都宮税務署副署長茅野純也様を講師に迎え、「インボイス制度と今後の税務行政」について学びました。令和4年12月23日「令和5年度税務改正の大綱」が閣議決定され、消費課税、適格請求書保存方式に係る見直しとなり。インボイス制度

が開始する令和5年10月1日登録開始日として登録されます。当該事業者は事前に登録申請書を提出し、登録通知が届くまで一定の期間を要するため事前準備が必要です。



インボイス制度への事前準備の基、本項目チェックシートを登録編・売手編・買手編と円滑な開始に向けわかりやすい説明で定刻いっぱいまで学びの時間でした。

第二部 新春座談会を正副部長・監事・顧問と宇都宮税務署茅野副署長様・空本統括国税調査官・石原上席国税調査官及び館野専務理事・事務局を交えて初の座談会を15名出席にて開催致し、女性部会の活動状況を説明しました。特に社会貢献活動では、手作り介護用品の寄贈が24回目をむかえた事、高校生対象の税金〇×クイズ、小学生対象の税に関する絵はがきコンクール等。そして、宇都宮のご当地名産品や名物料理などの紹介。さらに、顧問による部会長時代の出来事や本会運営の難しさなど多岐にわたり意見交換致しました。

(副部会長 小杉恵子)

フラワールンジメント研修会

12月2日(金)、法人会館にて恒例となりましたフラワールンジメント研修会を開催しました。

感染拡大対策のため、定員22名としました。ミステイジー・相澤美知子先生のご指導で、今回は「アーティストシヤルフラワー」「クリスマスリース」を作製。ペンチ



(広報委員長 永井京子)

でワイヤーを切る作業等は、皆様慣れたものです。和やかな雰囲気の中、どれも個性ある素敵な作品に仕上がりました。大切に保管して、来年も飾りたいと思います。

一泊税務研修会

12月8日(木)・9日(金)の両日、感染拡大対策を十分した上で、群馬



県伊香保方面を訪ねました。

1日目は国指定文化財「臨江閣」見学。群馬県庁舎31階のレストランでランチ。ガトーフェスタハラダの工場見学。竹久夢二美術館散策。そして温泉でゆったり、くつろぎました。

2日目は水沢観音の参拝や石段街を散策し、前橋市のとんとん広場でランチ。最後はあしかがフラワーパークの日本三大に入っているすばらしいイルミネーションを見学、感激しました。

新型コロナウイルスの影響で中止となっていた税務研修会を3年ぶりに実施できましたのは、部会長はじめ皆様にご協力いただいたお陰と感謝しております。

会員相互の親睦を兼ねた、有意義な研修会となりました。

(厚生委員長 牧野美代子)



宇都宮税務署からのお知らせ

申告漏れがあった場合には…

売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります

改正 内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される加算税（過少申告加算税・無申告加算税）の割合が最大10%加重される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。

（例）申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

対象となる事業者

- ✓ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う個人事業者
- ✓ 法人
- ✓ 消費税の課税事業者

会計ソフトを利用することで簡単に帳簿の作成ができます。
会計ソフトの利用をぜひご検討ください。



対象となる帳簿

- ✓ 仕訳帳・総勘定元帳の売上げ（収入）の金額に関する部分
- ✓ 売上帳・現金出納帳などの売上げ（収入）の金額が確認できる帳簿

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、加算税の加重措置に関するQ&Aについては、国税庁ホームページをご覧ください。



記帳・帳簿等の保存制度



加重措置に関するQ&A

国税庁

令和4年9月



答えは、

③明治19 (1886) 年です。

宮のものの知り達人検定 A

明治18 (1885) 年に宇都宮駅が開業すると、翌19年に駅と市街中心部を結ぶため、田川に橋長約30mの木橋が架けられました。昭和32 (1957) 年にコンクリート橋（橋長49m）となり、平成7 (1995) 年に再び架け替えがなされ、橋幅が広げられました。

宇都宮税務署からのお知らせ

令和5年10月に消費税のインボイス制度が始まります

1 インボイスとは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載された請求書等の書類や電子データをいいます。

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。

2 インボイス制度とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

3 登録申請はお早めに！

インボイス制度の開始前に、「取引先への登録番号の通知」や「請求書のフォーマットの見直し」などの準備が必要となるため、登録を予定されている方は、早期の登録申請をおすすめしています。

また、登録申請に当たっては、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けられることができる e-Tax をぜひご利用ください。e-Tax で申請された場合、電子データで登録通知を受け取ることができ、通知書の紛失のリスクもありません。

※ 個人事業者の方はスマートフォンからでも e-Tax で申請できます。
e-Tax のご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度開始（令和5年10月1日）からインボイス発行事業者となるための登録申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

申請手続



▶インボイス制度特設サイト

説明会開催情報（税務署や局主催のほか、オンラインでも実施）や申請手続、Q & Aなどを掲載しています。「制度の概要」ページには免税事業者の方向けリーフレットを掲載するなど、免税事業者の方もご利用いただけます。

▶制度についての一般的なご質問は

- ◇チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。
- ◇インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします。
フリーダイヤル 0120-205-553（無料）
9：00～17：00（土日祝除く）
※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

インボイス
制度
特設サイトチャット
ボットは
こちらから

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp>



入選作品は宇都宮法人会のホームページに掲載しています。

税の百人一首 優秀作品

主催
税の百人一首実行委員会

小学生の部
優秀賞

上三川町立上三川小学校 六年二組 佐野 琴望

みつばちの群れで集めしハチミツは
未来へつなぐ金のかけはし

小学生の部
租税教育推進協議会長賞

上三川町立上三川小学校 六年二組 小杉美瑠奈

少しずつよりよい日本にするために
納税というライフサポート

小学生の部
税務署長賞

上三川町立本郷小学校 六年一組 鶴見 吉裕

消費税僕でもできる納税で
くらし支える日本の要

中学生の部
優秀賞

宇都宮市立旭中学校 一年四組 大河原彩椰

税金を支払う父が働いて
それで私が毎日過ごせる

中学生の部
租税教育推進協議会長賞

宇都宮市立陽西中学校 三年三組 山田 真暖

見えるところ見えないところも支えてる
国民の生活全ての基盤

中学生の部
税務署長賞

上三川町立本郷中学校 三年B組 若林 茉奈

考えよう社会の安心・安全を
支えよう未来増やそう笑顔

社会人の部
優秀賞

宇都宮市 唐沢 到子

ありがとうあなたの汗と納税が
明日の社会の礎となる

税理士会

取引先の 破産手続開始と 税務上の貸倒れ処理

法人の有する金銭債権について、税務上、貸倒損失の計上が認められるための事実とその対象となる金額及び損金算入時期については、次の①に示す3つの取り扱いがあります。この処理の基準と破産手続との関係について整理します。

① 3つの貸倒れ処理の基準

① 法律上の貸倒れ

会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法、民事再生法の規定等により切り捨てられた金額は、その事実が生じた事業年度の損金の額に算入されます（法基通9-6-1）。

② 事実上の貸倒れ

債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合は、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理することができま（法基通9-6-2）。

③ 形式上の貸倒れ

継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合において、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過したとき等に、その債務者に対する売掛債権（貸付金などは含みません。）について、その売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をすることができま（法基通9-6-3）。

② 破産手続と貸倒れ処理

① 破産手続に法律上の貸倒れ処理は妥当しない

上記①の「法律上の貸倒れ」は、一定の法律等の規定に基づき債権の切り捨てが行われることが

前提とされています。破産法に基づく破産手続は、債権を切り捨てて消滅させる手続ではないため、この処理は妥当しないことに注意が必要です。

② 事実上の貸倒れとする場合

上記②の「事実上の貸倒れ」は、「その全額が回収できないことが明らかとなった」事業年度において、損金経理することが認められています。したがって、破産法による場合、文言上は、破産手続が終了する（破産終結決定）まで、破産債権の貸倒れ処理は認められないこととなります。

ただし、実際には破産手続による債権者への配当は期待できないことも多いでしょう。そのような場合でも、破産終結決定まで貸倒損失の計上を待たなければいけないというのも実務的ではありません。事実上の貸倒れ処理の可否が争われた次の裁判例で示された判断は、実務の参考になります。

「なお、破産の手続の終結前であっても破産管財人から配当金額が零円であることの証明がある場合や、その証明

が受けられない場合であっても債務者の資産の処分が終了し、今後の回収が見込まれないまま破産終結までに相当な期間がかかる時は、破産終結決定前であっても、配当がないことが明らかな場合は、法人税基本通達9-6-2（筆者注…上記②の事実上の貸倒れ処理）を適用し、貸倒損失として損金経理を行い、損金の額に算入することも認められる。」（平成20年6月26日裁判（裁判事例集No.75））

③ 形式上の貸倒れとする場合

破産債権を上記③の「形式上の貸倒れ」として処理をすることも可能です。ただし、貸倒れ処理の対象が売掛債権に限られることや、取引停止後1年以上の期間が必要なおことに注意が必要です。この場合、まずは個別評価の貸倒引当金を積み、取引停止後1年以上経過した段階で備忘価額を残して貸倒れ処理をする方法が考えられるでしょう。

（注）法基通：法人税基本通達

（文責）関東信越税理士会 宇都宮支部
若山寿裕

健康のお話

沼尾 利郎

未病

健康と病気のグレーゾーン

■ 謙信と健診

戦国屈指の武将でありながら信仰心に厚く「義」を重んじた上杉謙信は、49歳の時に突然倒れ意識が戻らないまま4日後に亡くなりました。その死因には諸説ありますが有力なのが脳卒中説です。史料によると謙信はかなりの酒好きであり、酒の肴は干物、梅干し、塩や味噌などであったことから、高血圧による脳卒中を起こしたと考えられます（早川智教授／日大医学部）。大酒と塩分の過剰摂取で血圧は相当高かったと想像されるため、寒い越後（新潟）の冬に脳卒中で倒れてもおかしくありません（トイレで倒れたのでヒートショックだったのでしょうか）。歴史



に「もしも」はありませんが、謙信が現代のような健診を受け酒量や塩分を減らす生活改善で血圧をコントロールしていたら、歴史は違っていたかもしれません。ちなみに「健診」とは健康かどうかを調べて病気の危険因子を早く見つけることであり（二次予防）、「検診」とはがん検診のように特定の病気を早期発見して早期治療することを意味します（二次予防）。

■ 栃木県民の健康

血圧と言えば最近の報告によると高血圧の患者数（人口10万人あたり）は栃木県の女性が全国1位、男性も第5位と多く（日本高血圧学会）、これと比例するように脳卒中死亡率は本県女性が全国ワースト2位、男性もワースト4位でした（厚労省／2015-2019年度）。県民健康栄養調査（2016年度）によると本県では男女とも7割以上の人が国の食塩摂取量の基準値を超えており、脳卒中は介護が必要となる原因疾患の第2位であることから、本県における脳卒中对策の重要性はますます高まっています（栃木県脳卒中啓発プロジェクト）。一方、県民1人あたりの所得額で栃木県は全国4

〈栃木県〉

■ 県民所得
4位■ 平均寿命
男性 37位
女性 45位

位と上位でしたが（内閣府／2019年度）、本県の平均寿命は男性37位、女性45位と全国の中でも下位でした（厚労省／2020年）。これらの結果より、「栃木県民は経済的に豊かであるにもかかわらず自分の健康にはあまりお金をかけていない」、「健康管理に関して栃木県民は収入に見合ったお金の使い方（支出）をしていない」と言えそうです。なお県民所得については群馬県8位、茨城県10位と北関東3県はいずれも全国上位にあり、魅力度ランキングで北関東が毎回最下位争いを演じているのとは対照の結果となっています（知事が怒るのもよく分かります）。

■ 未病と健康寿命

超高齢社会における重要なコンセプトとして「未病」という考えがあります。未病とは「病気ではないが健康とも言えない状態」「健康と病気の間を連続的に変化する中間地

健康 未病 病気

← 未病改善

帯」のことであり、「フレイル（虚弱）」が健康と要介護の中間であるように、「未病」は健康と病気の間のグレーゾーンを意味します。未病の段階で食生活や運動習慣などを見直せば健康な状態への早期回復が期待できるため、未病対策は健康寿命を延ばすための大切な視点と考えられます。未病の概念は貝原益軒の「養生訓」（江戸時代）にも書かれており、「病気になる前に治す」というこの考えは現代の予防医学にも通じることから、超高齢社会を幸せに生きるには未病改善が大切（かながわ未病改善宣言）と言えるでしょう。別の言い方をすれば、「中間（緩衝）地帯を制御（制圧）することの重要性は病気も戦争も同じである」ということですね。



沼尾 利郎

ぬまおとしお

日光市生まれ。宇都宮高校、獨協医科大学を経て塩谷総合病院副院長、国立病院機構宇都宮病院院長を歴任。現在は同病院名誉院長として宇都宮セントラルクリニック等で診療。専門は呼吸器、アレルギー、スポーツ医学など。

会員の声

ペーパーレス化時代

現在、様々な分野においてペーパーレス化が進んでいます。入札や確定申告などの行政手続きは、電子入札やe-taxになり手続きにかかる時間が大幅に短縮されました。また家庭では雑誌は電子書籍に、新聞やチラシも電子版に代わってきています。そして学校でも教科書の電子化など、様々な分野で紙から電子媒体への移行が進んでいます。

近年盛んなSDGsの取り組みにおいてもペーパーレス化が頻繁に取り上げられています。しかしSDGsで言われているのはクリーンエネルギーや資源の保全などであり、紙の使用量の自体の削減では無いのです。その昔、森林伐採による地球温暖化が問題になったこともありましたが、その時にも紙が森林伐採の原因の様に言われ、悪し様に言われました。その結果が森林伐採に繋がらないとされた、再生紙への移行でした。

しかしなぜ、紙と森林伐採に繋がるのでしょうか。実際の製紙業界では、CO2排出量削減

のために、毎年伐採量以上に植林をしています。またFSC認証制度を主としてCO2認証と言われる植林地から最終製品までを1つの線で繋がる取り組みを実施しています。それにより、違法伐採などの根絶を目指しています。またその他にも材料として、回収した使用済みの割りばしや使えなくなった建築端材・廃材などを原料として使うなどの取り組みも増やしています。このようにペーパーレス化は時代の流れではありますが、紙を使用する事自体は環境破壊とは別な事なのです。

ペーパーレス化は悪い事でも無いし、間違ってもいいと思います。そして、ペーパーレス化だけが良い事でも無いと思っています。COLJAPAN戦略において、最近では昔からの物だけでなくアニメなどの新しい文化も発信されてきています。どんな分野においても同じだと思いますが、残していく物・新しくする物の調和こそが大切だと思います。持続可能性を模索すると共に紙文化の素晴らしさを発信し続け、紙と環境の共存共栄の一助になりたいと思います。

駅東支部 幹事 青木一憲

2023年度 研修事業実施予定

※本部事業のみ掲載（開催月、内容は変更になることがあります）

開催月日	事業名	内容
4月	6日 人材育成研修	新入社員・若手社員ビジネスマナー研修
	7日 全法連女性部会	法人会全国女性フォーラム愛媛大会
	労務管理研修	社会保険・労働保険の仕組みと実務対策
	30日 フェスタmy宇都宮ブース出店	税の啓発、e-tax普及PR他
5月	10日 決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
6月	6日 新設法人説明会	会社の誕生と税金／改正税法、源泉所得税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
	19日 第12回通常総会	会場／宇都宮東武ホテルグランデ
	経理実務研修会	初級経理実務／一日でわかる経理の基本と実務
7月	労務管理セミナー	
	経理実務研修会	中小企業会計啓発・普及セミナー ●会計、資金、経営計画の基礎 ●管理会計の構築・活用について
8月	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
	パソコンセミナー	
	本部・支部・部会 合同懇談会	宇都宮税務署長講話
9月	時局講演会	講師未定

通年	インターネットセミナー	一般経営、法律、労務、人材育成、健康、政治経済、著名人他 セミナー数550講座以上
----	-------------	--

開催月日	事業名	内容
10月	18日 法人会全国大会	法人会全国大会群馬大会
	新設法人説明会	会社の誕生と税金／改正税法、源泉所得税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
	人材育成研修	仕事力がすぐに身につくセミナー／営業力パワーアップ研修
	役員県外視察研修	税務関係施設等視察
11月	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
	秋季講演会	講師未定
	法人税実務セミナー	
	年末調整説明会	源泉所得税年末調整事務手続き（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
12月	9日 全法連青年部会	法人会全国青年の集い山形大会
	28日 国税局長講演会	関東信越国税局長
12月	労務管理セミナー	
1月	新年賀詞交歓会	
	税の百人一首表彰式	宇都宮税務行政協力会主催 応募作品／小・中・高・社会人
2月	新設法人説明会	会社の誕生と税金／改正税法、源泉所得税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
	人材育成研修	管理者・経営者の能力開発研修
	労務管理・法律セミナー	
3月	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）

随時	とちぎ未来づくり財団・うつのみや文化創造財団主催事業等 会員優待チケット販売	
----	---	--